

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年6月22日認可した。

令和2年6月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）もっこく池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）葛神池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）弥久谷池地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）真元池（畑かん）地区